

福島第一原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2020年4月27日



東京電力ホールディングス株式会社

■ 新型コロナウイルスへの感染及び拡大防止対策

- 東京電力社員に対しては、マスク着用の義務及び入社前検温（熱のある場合の会社自粛）の義務化、感染者・感染疑い者の情報確認を実施、国内外出張の原則禁止などの措置を講じている。
- 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制としている。プラントの安全・安定維持に必要な設備の運転及び監視を行う当直員が罹患することを回避するため、当直員は専用バスで通勤することや、建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避の対策を講じている。
- 協力企業に対しても同対策を要請すると共に、感染者・感染疑い者が発生した場合は東京電力労務担当へ報告する様指示している。
- 主要建屋^{※1}入口にて、赤外線サーモグラフィーによる体表温度の検査を行い、入館管理を実施。37.5℃以上の場合は入館を拒否する対応をとっている。
- 視察者の受入れ^{※2}については、2月29日から5月31日まで中止している。

※1：新事務本館、入退域管理棟、協力企業棟、正門

※2：2019年度の視察者数は、3月31日時点で18,238人

■ 各装備品の取扱い

- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している。
- 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提とした各装備品（防護装備）の柔軟な取扱いなどの対応も実施している。

■ 緊急事態宣言を受けての対応

- 4月16日に政府が緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大した。
- 福島第一原子力発電所では、社員および協力企業作業員に新型コロナウイルスの罹患者は発生していないこと（4月24日時点）などから、現場作業を継続する。ただし、緊急事態宣言を受けて、今後の感染拡大のリスクに備え、次のとおり対応する。
 - 感染拡大防止のため、「三密」（密閉、密集、密接）回避を更に徹底する。
 - 現時点では廃炉作業を継続するが、罹患者の発生・増加に備え、プラントを安全・安定に維持管理するために必要な作業を継続しつつ、それ以外の業務については縮小できるよう、検討・準備を進める。
 - 今後、福島県から要請等が出された場合は、要請等の内容を踏まえ、改めて検討する。
- 業務縮小を行うかどうかについては、罹患者の発生および濃厚接触者の状況を勘案しながら慎重に判断する。